

## 構造計算適合性判定における申請図書の補正・追加について

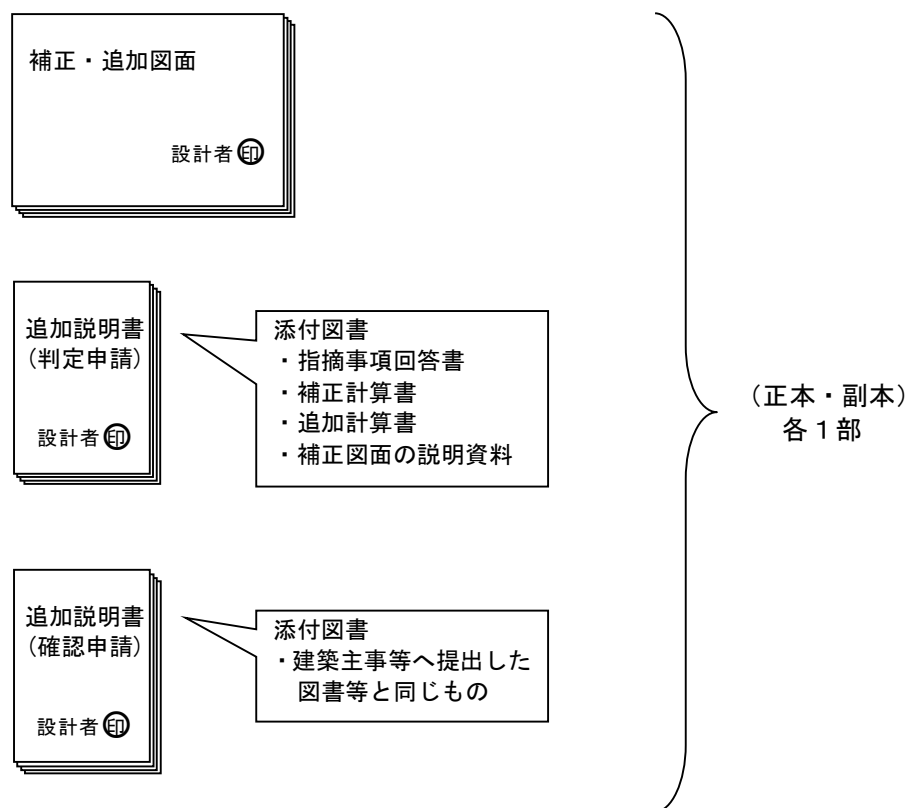
申請図書の補正・追加は、当センター及び建築主事等からの双方の指摘事項に対する図書等の提出が必要です。

構造計算適合性判定申請の図書等と建築確認申請の図書等との記載内容が整合していない場合、建築主事等により適合判定通知書は無効と判断される場合がありますので、申請図書の補正・追加時には、双方への提出図書の内容が整合していることを、十分に確認してください。

また、平成 19 年国交告第 835 号第 2 第 4 項第六号の規定により、計画の変更に係る内容を含めることはできません。

### ●補正・追加図書の構成、部数等

「補正・追加図面」+「追加説明書（構造計算適合性判定申請）」+「追加説明書（確認申請）」を（正本・副本）各 1 部、ご提出ください。なお、「補正・追加図面」及び「追加説明書表紙」には、一級建築士及び構造一級建築士の記名・押印が必要です。



補正・追加図面	<ul style="list-style-type: none"> <li>・正本には、一級建築士及び構造一級建築士の記名・押印が必要です</li> <li>・副本は、正本の写しでも結構です</li> </ul>
---------	---

追加説明書 (構造計算適合性判定申請)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・表紙には、一級建築士及び構造一級建築士の記名・押印が必要です</li> <li>・副本は、正本の写しでも結構です</li> <li>・構成は、以下のとおりとしてください (推奨) 適宜、ホチキス留め・ファイリング等をお願いします</li> </ul>
適合するかどうかを決定することができない理由 (指摘事項回答書)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・当センター発行の「適合するかどうかを決定することができない理由」の指摘事項に対する回答を記入したもの</li> <li>・「該当図書該当頁等」欄には、補正した図書の「図面番号・ページ」を記載してください</li> </ul>
補正計算書・追加計算書	<ul style="list-style-type: none"> <li>・複数ある場合は、資料に番号を付し、回答との関係が分かるようにしてください</li> </ul>
補正図面の説明資料	<ul style="list-style-type: none"> <li>・構造図等に補正が生じた場合、補正箇所が分かるよう、補正後の図面に補正箇所が分かる印 (雲マーク、赤枠等) を付した資料を提出してください</li> </ul> <p>※補正図面に補正箇所が分かる印を付された場合は、提出不要です</p>

追加説明書 (確認申請)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・建築主事又は確認検査機関に提出した図書等と同じ図書等をご提出ください</li> <li>・双方の追加説明書を、1冊で取りまとめても支障ありません</li> <li>・共通の指摘事項がある場合は、不整合がないよう補正してください</li> </ul>
--------------	--

### ●補正・追加図書の提出方法

申請図書等の補正・追加は、申請代理者様が当センター窓口で対応 (図書の補正、旧図書に×印等) していただくよう、お願いします。

郵送等による場合は、申請図書等の補正・追加の別が分かるようにして、送付してください。